

〈通行地役権について〉

南側道路に面する区画の通行の利便性を高めるため

⑫-3・⑬-2・⑭-2・⑮-3については

⑫-1・⑬-1・⑭-1・⑮-1のための通行地役権を設定します。

全ての区画建築後に、アスファルト舗装工事を行います。

〈敷地延長部分について〉

⑫-2・⑮-2は全ての区画の建築後に、

地先ブロック・アスファルト舗装工事を行います。

〈電柱について〉

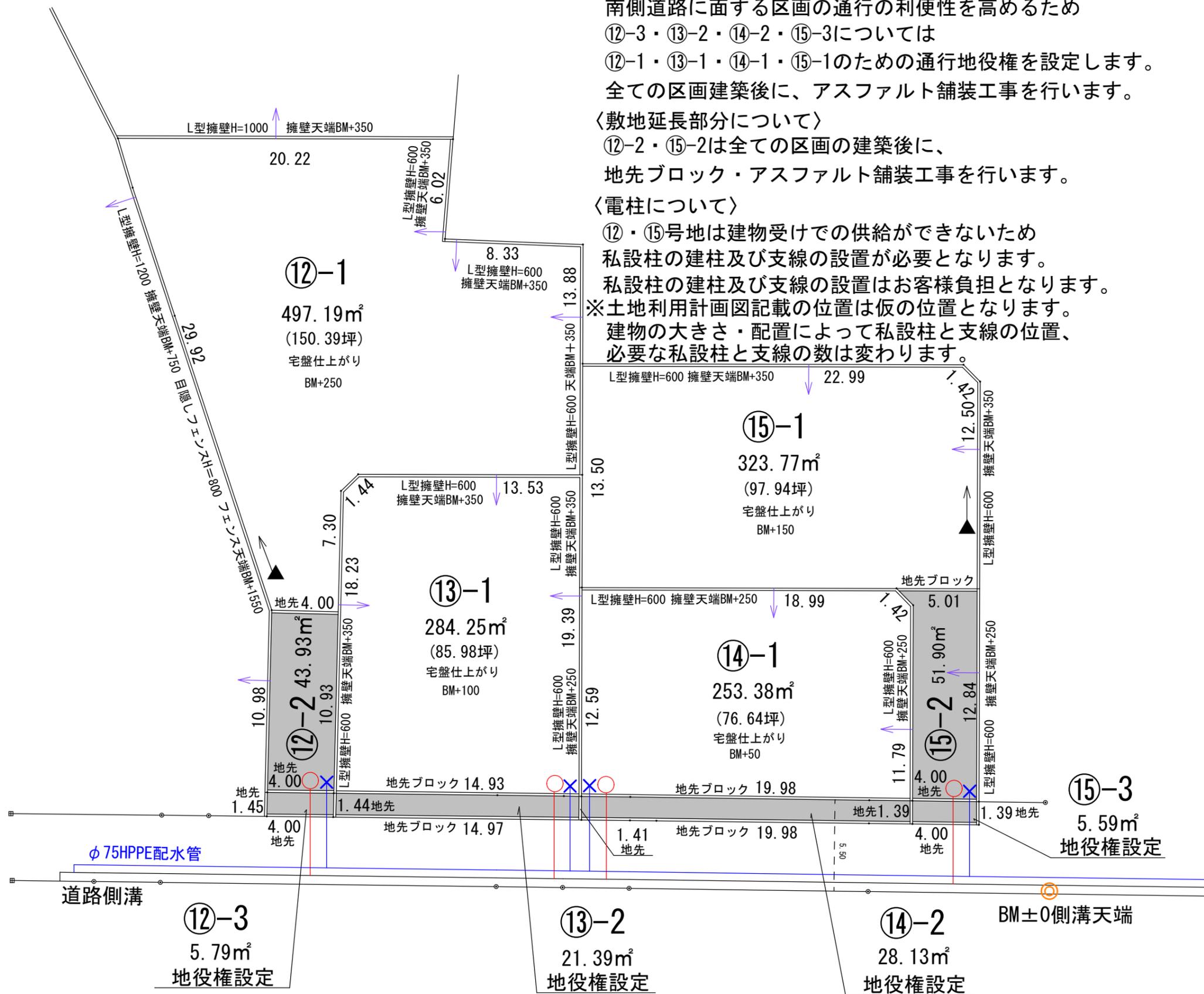
⑫・⑮号地は建物受けでの供給ができないため

私設柱の建柱及び支線の設置が必要となります。

私設柱の建柱及び支線の設置はお客様負担となります。

※土地利用計画図記載の位置は仮の位置となります。

建物の大きさ・配置によって私設柱と支線の位置、必要な私設柱と支線の数は変わります。



水道 φ20mm ×

排水柵 φ150mm ○

擁壁所有 →

電柱 ●

支線 →

私設柱 ▲

計画	土地利用計画図		
区分	造成給排水	縮尺	1:250
作成日	令和6年10月10日		
施工箇所	高崎市東国分町字村前237番1他		
作成者	高崎市飯塚町457-1 株式会社阿久津都市開発		

※計画図の内容は現時点のものとなります。
現場の状況により計画に変更が生じる可能性があります。